

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所 リベロの家 菊池郡泗水町田島 466 番地 2	有限会社 春星会	平成 15 年 5 月 14 日

## 熊本県告示第 564 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あさぎり町社会福祉協議会ふれあい福祉センター通所介護事業所 球磨郡あさぎり町岡原北 929 番地	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会	平成 15 年 5 月 15 日

## 公 告

## 熊本県公告第 357 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営郡築地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、客土）計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業につき異議があるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 15 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営郡築地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、客土）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成 15 年 5 月 27 日から平成 15 年 6 月 23 日まで
- 縦覧場所  
八代市役所

## 熊本県公告第 358 号

熊本県改良普及員資格試験条例（昭和 28 年熊本県条例第 25 号）第 2 条の規定により、平成 15 年度熊本県改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成 15 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 試験の期日等

期 日	試験内容	場 所
平成 15 年 10 月 8 日（水） 午前 9 時 30 分から午後 3 時まで	筆記試験	熊本県健康センター 熊本市東町四丁目 11 番 1 号
平成 15 年 10 月 9 日（木） 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで	筆記試験	
午後 1 時から午後 5 時まで	口述試験	

## 2 受験手続等

出願書類の提出先	熊本県農政部経営技術課（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号） （郵便番号 862-8570 とし記載すれば、住所の記載を省略できる。） 電話 096-383-1111（内線）5364 * 郵送の場合には、必ず簡易書留にし、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書きして郵送する。
----------	--